

特別職報酬等審議会における用語解説(1)

NO	用語	解説
1	本則	法令や規則の本体部分であり、本来の目的に関する規定が置かれます。また、附則には、本則に定められた事項に付随して必要となる事項が定められることになっています。 今回の審議会における本則とは、時限的な給料の削減を行っていない金額のことを指しています。
2	人事院勧告	人事院は労働基本権が制約される国家公務員の代わりに、内閣と国会に給与や勤務条件に関し改定を勧告します。政府は給与関係閣僚会議を開き勧告を受け入れるかどうかを決め、受け入れる場合は国家公務員の給与や勤務時間を定める関連法の改正案を国会に提出することになります。 当勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)が基本となります。2024年度は4～6月に従業員50人以上の企業から抽出したおよそ1万2,000事業所を対象に給与やボーナスの水準を調べています。 地方公務員の給与も、当勧告を参考に改定方針を決定する傾向にあります。
3	地域手当	国家公務員においては、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に支給する手当となります。地方公共団体においては、国における地域手当の指定基準及び支給割合に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが基本であるとされています。なお、この地域手当に関しても、人事院勧告により都道府県を基本とし、支給割合が提示されています(裏面(※1))。なお、川西市は人事院勧告に倣い、段階的に引き下げを行い、令和7年度は9%、令和8年度からは8%にすることが決まっています。 なお、特別職に支給できる諸手当の範囲は一定制約がありますが、この地域手当や、期末手当等を支給することは差し支えないとされています。
4	役職加算	役職加算とは、職務の複雑さ、困難さ及び責任の度等を考慮し、期末手当基礎額に一定割合を乗じるもの(役職加算率)として、人事院規則九-四〇第四条の三(国の職員給与規定)に示されています。地方公務員の給料は、国の事情を考慮して定められなければならない(地方公務員法第24条)と規定されていることから、平成2年度前後に全国の自治体で役職加算が制度化されました。
5	類似団体	全市区町村を指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、裏面(※2)のとおり人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分しています。現在、川西市はⅣ-3に区分されており、川西市以外では32団体がこの区分に分けられています。

類似団体における市長等に係る地域手当の有無について

・川西市を含めた33市中14市が市長等に地域手当を支給しています。

(※1)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地（20％）		東京都：特別区
2級地（16％）	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地（12％）	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地（8％）	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、 川西市 、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地（4％）	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

(※2)

(一般市)

産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次90%以上		Ⅱ次,Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0以上～ 50,000未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000以上～ 100,000未満	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	100,000以上～ 150,000未満	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	150,000以上～	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0